

# 「医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業」 のご案内

7月8日時点厚生労働省資料（未定稿）を一部改編

新型コロナウイルス感染症の院内等での感染拡大を防ぐための取組を行う病院・診療所・薬局・訪問看護ステーション・助産所に対して、**感染拡大防止対策や診療体制確保などに要する費用を補助します。**

## 補助上限額

病院（医科、歯科）	200万円+5万円×病床数
有床診療所（医科、歯科）	200万円
無床診療所（医科、歯科）	100万円
薬局、訪問看護ステーション、助産所	70万円

## 補助の対象機関

- ・新型コロナウイルス感染症の院内等での感染拡大を防ぐための取組※を行う病院・診療所・薬局・訪問看護ステーション・助産所

※ 取組の例（例示であり、これに限られるものではありません）

- ① 共通して触れる部分の定期的・頻回な清拭・消毒などの環境整備
- ② 予約診療の拡大、整理券の配布等を行い、患者に適切な受診の仕方を周知
- ③ 発熱等の症状を有する新型コロナ疑いの患者とその他の患者が混在しないよう、動線の確保やレイアウト変更、診療順の工夫など
- ④ 電話等情報通信機器を用いた診療体制等の確保
- ⑤ 感染防止のための个人防护具等の確保
- ⑥ 医療従事者の感染拡大防止対策（研修、健康管理等）

\* すべての保険医療機関、保険薬局、指定訪問看護事業者が対象です  
（新型コロナ患者の受入が要件とはなっていません）

\* 「救急・周産期・小児医療体制確保事業」の支援金と重複して補助を受けることはできません

## 補助の対象経費

- ・感染拡大防止対策に要する費用
- ・院内等での感染拡大を防ぎながら地域で求められる医療を提供するための診療体制確保等に要する費用（「従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費」は対象外）

※ 経費の例（例示であり、これに限られるものではありません）

清掃委託、洗濯委託、検査委託、寝具リース、感染性廃棄物処理、个人防护具の購入 等

事業の詳細はこちら

緊急包括支援交付金 検索

➔ [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/iryuu/kansenkakudaiboushi\\_chien.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/kansenkakudaiboushi_chien.html)

## 〈お問合せ先〉

厚生労働省医政局

新型コロナ緊急包括支援交付金コールセンター

電話番号 03-3595-3317（受付時間は平日9:30～18:00）

●●県●●局

●●課

電話番号 ●●-●●●●●●-●●●●



## 発熱外来クリニック設置補助事業（概要）

### 1 補助目的

県民に身近な場で、ドライブスルー方式により、診察・PCR検査を提供する「発熱外来クリニック」の設置に要する経費に対し補助

### 2 補助事業者

市町村、地区医師会、病院、診療所ほか

### 3 補助対象経費

① 個人防護服（マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、フェイスシールド） 3,600円/人

② 簡易診察室（※）及び付帯する備品 実費相当額

※テントやプレハブなど簡易な構造をもち、緊急的かつ一時的に設置するものであって、新型コロナウイルス感染症患者等に外来診察を行う診察室

\*①②とも、国補正予算により創設された「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分） 帰国者・接触者外来等設備整備事業」の対象経費に限る

## 新型コロナウイルス感染症にかかる医療従事者等への支援事業

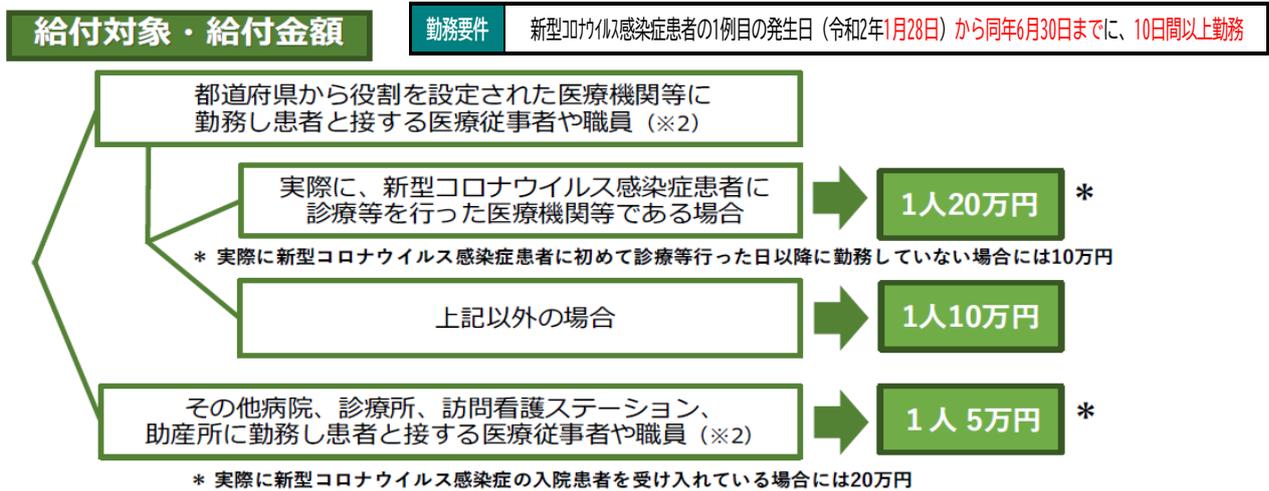
支援内容	制度の種類		激励金支給 (福祉医療部企画管理室)	宿泊費補助	
	慰労金給付	特殊勤務手当補助		医療機関が借上げ	個人で宿泊
予算額	30億円	10億5,500万円	2億円	4億円	
対象者(団体)	個人(医療従事者等)	医療機関	個人(医療従事者等)	医療機関	個人(医療従事者等)
対象人数、機関	約50,000人	・コロナ患者の入院受入機関、 帰国者・接触者外来(13機関) ・県認定の発熱外来 等		コロナ患者の入院受入機関、 帰国者・接触者外来(13機関) のうち、実際に借上げた医 療機関[実績:5機関]	・コロナ患者の入院受入機関、 帰国者・接触者外来(13機関) ・県認定の発熱外来 等 で従事する者
要件	患者(コロナ患者以外も含む)と 接する医療従事者等全員 ※病院、診療所(歯科含む)、 訪看ステ(みなし)、助産所 ※事務職員、委託業者、退職者 等も対象	コロナ患者の治療等に従事した 医療従事者に、医療機関が特 殊勤務手当(※)を支給した場 合 ※コロナ患者への直接接触・近接、 汚染物処理が手当の対象	左記の特殊勤務手当の支給 を受けた者	コロナ患者の治療等に従事し た医療従事者のために、医 療機関が宿泊施設を借り上 げ	コロナ患者の治療等に従事し た医療従事者が自己で宿泊 費用を負担
補助額	1/28(1例目発生)～6/30までに ①県から役割を設定された 医療機関等で勤務 ・実際にコロナ患者に対応し た医療機関等 20万円/人 ・その他 10万円/人 ②その他の医療機関等で 勤務 5万円/人	1日1人あたり4,000円を上 限として、医療機関が支給した 手当額	1日1人あたり2,000円	借上げ費用で、1人1泊あ たり1万円を上限	1人1泊あたり1万円を上限
手続き状況	<調整中> ※9月から申請受付予定	<調整中> ※8月末頃から申請受付予定 (4/1から遡及適用)	<調整中> 寄附金(コロナ基金)の範囲内 で支給	5月8日から申請受付 (4/1から遡及適用)	

## 新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業(医療分)

対象者の皆さまに確実かつ適切に交付できるよう、現在準備を進めていますので、今しばらくお待ちください。

- 現時点の予定では、**8月中に奈良県ホームページにおいて具体的な申請方法をお示し**するとともに、対象となる医療機関等にメール等で案内を行います。また、関係団体にも周知をお願いする予定です。
- **9月上旬から申請書の受付を開始する予定**ですので、対象となる医療機関等におかれは、それまでの間、申請に向けての準備をお願いします。
- 提出いただいた申請書等に誤りがなければ、**早ければ9月末頃に医療機関等に対して交付できる見込み**です。  
その後、各医療機関等から職員等に対して慰労金が支給されることとなります。

### 【給付対象、給付金額】



- ※ 県から役割を設定された医療機関とは、
- ・ 重点医療機関、感染症指定医療機関
  - ・ 新型コロナウイルス感染症患者の入院を受け入れる医療機関
  - ・ 帰国者・接触者外来設置医療機関
  - ・ 地域PCR検査センター
  - ・ 軽症者宿泊療養施設
- などをいいます。

**該当する医療機関等は別添一覧を参照**

### 【申請方法】

- ・ **原則、対象職員分をとりまとめいただき、医療機関等から県に申請を行っていただく**予定です。申請にあたって職員から「代理申請・受領委任状」を提出いただき、現金給付する際には「受領書」を提出いただくこととなりますので、ご協力をお願いします。
- ・ **ただし、その方法が難しい場合は、勤務されていた医療機関等の勤務証明など必要な書類を添付することにより、個人として申請をすることもできます。**

### 【お問合せ先】

厚生労働省 医政局 新型コロナ緊急包括支援交付金コールセンター ☎ 03-3595-3317  
※今後、県からお知らせする情報で判断できない要件等については、上記へ問い合わせ願います。

奈良県 医療政策局 医師・看護師確保対策室 医師対策係 ☎ 0742-27-8644  
※県においてもコールセンターの設置を予定していますので、設置後の問い合わせ先については、後日お知らせします。

# 奈良県新型コロナウイルス感染症医療従事者等激励金

## 支給対象者

対象期間（令和2年4月1日～6月30日）に、対象医療機関（※1）に勤務し、対象業務（※2）に従事していた方

### ※1 対象医療機関

新型コロナウイルス感染症の患者等の

- ①入院受入医療機関
- ②帰国者・接触者外来を設置する医療機関
- ③奈良県発熱外来認定医療機関の認定等に関する要綱第5条により認定を受けた発熱外来認定医療機関
- ④その他知事が必要と認めた医療機関

### ※2 対象業務

- ①新型コロナウイルス感染症の患者等の身体に直接接触又は近接して行う業務（診察、治療、看護、検査、機器の調整、搬送等）
- ②新型コロナウイルス感染症の患者等が汚染又は汚染したおそれのある物件の処理業務
- ③その他知事が必要と認める業務

## 支給額

1人1日あたり2,000円

## 支給手続

- ・ 県から対象医療機関に対し、支給対象となる方の情報提供を依頼（対象医療機関からの回答により、支給者、支給金額を把握）
- ・ 原則として対象医療機関が代理受領し、医療機関より支給

## 支給の流れ

